会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会(令和3年度第1回)
日 時	令和3年6月29日(火) 14時00分~15時54分
場所	杉並区役所 中棟 5 階 第 3 ・ 4 委員会室
出委員名	古谷野会長、石川委員、植田委員、小林委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川
	委員、奥田委員、山田委員、成瀬委員、甲田委員、田嶋委員、髙橋委員、井
席	口委員、堀向委員、邑樂委員、森安委員、根本委員、相田委員
者区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長・高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支
	援課長・地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、障害者施策課長、保健
	サービス課長、在宅医療・生活支援センター所長
事務局	近藤、山本、小野
欠 席 者	藤林副会長、櫻井委員
傍 聴 者	0名
配布資料等	1 地域密着型サービス事業所の開設について
	2 地域包括支援センター (ケア 24) の令和 2 年度事業に係る事業評価と
	今後の区の取組について
	3 地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について
	4 地域密着型サービス事業所の指定(区外)について
	5 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例について
	6 2021 年版「杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK」(地域版)
	7 「杉並区マイエンディングノート」の配布について
	参考資料 「特別養護老人ホームフェニックス杉並」募集チラシ
	委員・幹事名簿【席上配布】
	在宅医療地域ケア通信 第23号
会議次第	1 委嘱状交付
A 100 50 710	2 高齢者担当部長挨拶
	3 委員・幹事自己紹介
	4 会長・副会長選出
	5 令和2年度第5回運営協議会会議録の内容確認について
	6 議題
	(1) 地域密着型サービス事業所の開設について
	(2)地域包括支援センター(ケア24)の令和2年度事業に係る事業計画
	と今後の区の取組について
	7 報告事項
	(1) 地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について
	(2) 地域密着型サービス事業所の指定(区外)について
	(3) 杉並区介護保険条例の一部改正について
	(4) 2021 年版「杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK」(地域版)
	の配布について
	(5) 「杉並区マイエンディングノート」の配布について
	8 その他
L	<u> </u>

会議の結果

- 1 地域密着型サービス事業所の開設について(了承)
- 2 地域包括支援センター (ケア 24) の令和 2年度事業に係る事業計画と今 後の区の取組について (了承)
- 3 地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について(報告)
- 4 地域密着型サービス事業所の指定(区外)について(報告)
- 5 杉並区介護保険条例の改正について(報告)
- 6 2021 年版「杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK」(地域版)の 配布について(報告)
- 7 「杉並区マイエンディングノート」の配布について(報告)

高齢者施策課 長

それでは皆様、こんにちは。定刻になりましたので、令和3年度第1回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

今回は委員改選後、初めての協議会でございますので、協議会会長が選出 されるまでの間、事務局であります私、高齢者施策課長が務めさせていただ きます。

開会に先立ちまして、杉並区介護保険運営協議会の委員の委嘱状伝達式を 行います。委嘱状は皆様の席上にご配布させていただいております。ありま すでしょうか。

本来でしたら、ここで区長の挨拶をさせていただくところなのですが、区長は公務のため、高齢者担当部長よりご挨拶を申し上げます。

高齢者担当部 長

高齢者担当部長の野田でございます。第8期杉並区介護保険運営協議会委員の委嘱、そして令和3年度第1回杉並区介護保険運営協議会の開催に当たり、区長に代わりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様、このたび介護保険運営協議会委員の就任をご承諾いただき、どうもありがとうございます。令和3年度は介護保険の創設から21年が経過した年に当たります。今年度の第1回協議会でございます。そして、3か年計画の第8期介護保険事業計画の初年度、この新しい計画のもとでの第1回協議会ともなります。

高齢化社会の進展が進んでおります。人生 100 年時代と言われる今、高齢者が住み慣れた地域で、杉並区で、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健サービス、福祉サービスの確保、そして将来にわたって安定した介護保険制度の確立等、様々な取組が求められているところでございますし、我々も取組を進めてございます。

団塊の世代の方が全て 75 歳以上となる 2025 年、そして団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年を見据えまして、さらなる地域包括ケアの推進、そして地域共生社会実現に向けた取組等を杉並区として進めていくために、介護保険運営協議会の委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しながら、杉並区高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画を昨年度策定いたしました。

現在、区では令和4年度からの新基本構想、新総合計画、実行計画の策定も進めているところでございます。今後はこれらの計画にも基づきながら、 高齢者保健福祉施策の推進等、安定した介護保険事業の運営をしてまいりたいと思います。

この介護保険運営協議会に関しましては、保健、医療の関係者ですとか福祉に関係する方々、あるいはこういったサービスに関係する方々だけでなく学識経験者である先生方、区議会議員の先生方、そして区民の方からもご参加いただきまして、幅広い視点、観点からの活発なご意見を頂きまして、これまでも進めてまいりました。今年度も皆様方からの貴重なご意見を頂きながら、介護保険制度の運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様、どう

	ぞお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
	簡単ではございますが、以上でご挨拶に代えさせていただきます。
高齢者施策課	以上で、委嘱状伝達式を終了いたします。
長	続きまして、委員並びに幹事の自己紹介でございます。委員名簿・幹事名
	簿を席上に参考資料として配付させていただいておりますので、ご確認くだ
	さい。
	なお本日、藤林委員、櫻井委員から欠席のご連絡を頂いております。
	また、13番の歯科医師会のほうなのですけれども、ちょうど6月に役員の
	改選があったと聞いてございます。今回新たな委員の推薦まで至らなかった
	というところで、本日は欠員という状況になってございますのでご了承くだ
	さいませ。
	それでは、委員名簿の順番で、所属とお名前をお一方ずつお願いできれば
	と思います。1番の公募区民委員から、お一人ずつ、自己紹介をよろしくお
	願いいたします。
委員	初めまして。よろしくお願いいたします。
	このたび初めて選出していただいたので、分からないことも多いのですけ
	れども、皆さんの意見を聞かせていただいたり、自分も意見を言えたらなと
	思っております。よろしくお願いいたします。
委員	公募区民で、代表として選出させていただいています。前期に続きまた今
	回も再任ということで、よろしくお願いいたします。
	私は療養型の病院で介護福祉士として、介護の仕事に従事しております。
	介護保険について自分が直接関わることはあまりないので、ここで皆さんと
	一緒に協議しながら学ばせていただいておりますので、またいろいろ疑問に
	思うことがありましたら教えていただきたく存じます。よろしくお願いいた
	します。
委員	公募区民です。よろしくお願いいたします。
	ここにおりますと杉並区の介護保険制度について、そして現状について、
	いろいろ学ぶことも多くありましたので、もう何期もさせていただいている
	のですけれども、今回も新たな気持ちでまた参加させていただきたいと思っ
	ております。よろしくお願いいたします。
委員	前回に引き続き、委員をさせていただいております。
	資料を前もって頂いても、文字ばっかりで分からないことだらけですの
	で、質問をさせていただくことがあると思います。区民の目線で発言するつ
	もりでおりますので、よろしくお願いいたします。
委員	前期に引き続き、また公募区民に選んでいただきましてありがとうござい
	ます。
	私も杉並区内の病院で、高齢者の方や障害者の方に接する仕事をさせてい
	ただいております。ここでいろいろとまた皆さんのご意見を伺いながら、学
7. F	べたらよいなと思って参加させていただきます。よろしくお願いします。
委員	公募区民です。
	荻窪で地域の方々と交流を図っています。どうぞよろしくお願いいたしま
7.11	す。
委員	区議会議員です。
	前期から引き続いての参加とさせていただいております。どうぞよろしく
	お願いいたします。
委員	同じく区議会議員です。 私も 10 年ぐらいになるのかなと思います。あまりしゃべらないように気

	ナール・1 田、よよードとガルフレスト間、ハ・よりよよ
	をつけたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	聖学院大学の教授です。
	委員よりは短いかもしれないけれども、やっぱり10年ぐらい委員をさせ
	ていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
 委員	東京医科大学看護学科の看護師、保健師でございます。
	私も前期に引き続き務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいた
	します。
委員	杉並区医師会です。この名簿の肩書が杉並区医師会の会長となっておりま
	すが、先週の土曜日に総会がありまして、会長を交代いたしましたので、私
	は前会長ということになります。
	介護保険というか、この世界に関しては、杉並区の平成3年の厚生省の訪
	問看護師養成事業から始まって、その後杉並区の訪問看護事業、介護保険ス
	タートとずっと関わってきたので、結構この世界は長いです。よろしくお願
	いいたします。
委員	杉並区薬剤師会から来ております。前回に引き続き、今期もさせていただ
	くことになりました。
	薬剤師というのは具体的にはちょっと間接的な立場にあるのかもしれま
	せんけれども、ここで話し合われた内容などはまた広く会に持ち帰ったりと
	か、あとは薬剤師の立場でもし意見を言えることがありましたら、お話に参
	加させていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	こんにちは。成田地区民生委員児童委員協議会から来ました。
	前期に引き続いてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしま
	す。
委員	皆さん、こんにちは。社会福祉協議会常務理事です。地域の皆様と様々な
	福祉活動を実施すると共に、今日の議題にもあります地域包括支援センター
	を3所やらせていただいております。
	皆様からの様々なご意見を頂戴しながら、いい施設運営をしてまいりたい
7. 🗆	と思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
委員	こんにちは。杉並区障害者団体連合会から参りました。
	子どもが知的障害を持っております。既に35歳になっておりますが、そ
	ういう親の会に入って活動しております。障害者も高齢者も区別なく、地域
	で共生して生きていけるような視点を持ってこの会に参加したいと思いました。
 委員	す。今年もよろしくお願いいたします。 こんにちは。この表で 18 番です。杉並区いきいきクラブ連合会(杉いき
安貝	こんにらは。この表で18番です。杉並区パさいさグラク連合云(杉バさ 連)から参りました。
	E/ からありました。 この場には昨年9月からですので、今日でちょうど4回目の出席になりま
	す。まだまだ内容はよく分かりませんけれども、これからもよろしくお願い
	り、よんよんではなくカルウェモルの利じとも、これがりもようしくも別様としいたします。
委員	杉並区社会福祉士会から参りました。そこそこ長くさせていただいていま
安兵	す。深くうなずかれていますけれども、今期は実は次の人にと思ったのです
	けれども、公募してもなかなか応募してくれる方がいなくて、引き続きやる
	ことになりました。
	地域共生社会はいろんな、重層的に支援ができるといいかなと考えていま
	すので、こういう会に参加させていただきながら、ほかの分野とも連携が図
	れるといいと思います。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区訪問介護事業者協議会会長です。
	60 代最後の委員会をしっかりやりたいと思います。よろしくお願いしま

	す。
	, ,
委員	杉並区ケアマネ協議会で会長を務めさせていただいております。前期に引き続き、よろしくお願いいたします。
	様々な方々のご意見とか声を実際に持ち帰りまして、誰もが暮らしやすい
	まちづくりを担っていけるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろ
	しくお願いいたします。
高齢者施策課	ありがとうございました。皆様、3年間どうぞよろしくお願いいたします。
長	それでは、幹事のほうも自己紹介をさせていただきます。改めまして、高 齢者担当部長からお願いいたします。
高齢者担当部	高齢者担当部長の野田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げま
長	す。
介護保険課長	介護保険課長となりました石河内と申します。どうぞよろしくお願いいた します。
在宅医療・生	4月から在宅医療・生活支援センターの所長になりました松田と申しま
活支援センタ 一所長	す。よろしくお願いいたします。
保健サービス	保健所のサービス課長をやっております畠山と申します。よろしくお願い
課長	いたします。
障害者施策課	障害者施策課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。
長	
高齢者在宅支	高齢者在宅支援課長それから地域包括ケア推進担当課長を兼務しており
援課長・地域	ます齋木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
包括ケア推進	
担当課長	目のストルナード・古版本を毎日のひとというよと、ルケン・人参り
高齢者施策課 長・高齢者施	最後になりますが、高齢者施策課長の秋吉でございます。昨年まで介護保 険課長でございました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。
改 · 同 · 同 · 回 · 回 · 回 · 回 · 回 · 回 · 回 · 回	それでは、続きまして、会長の選任に移らせていただきます。会長の選任
長	は条例によりますと、委員の互選により選出ということになってございま
	す。
	皆様、いかがいたしましょうか。
委員	提案です。前期におきましても、的確な会議運営をしてくださった古谷野
	委員に引き続きお願いするのがよろしいかと思いまして、ご提案します。
	(拍手)
高齢者施策課	ありがとうございます。拍手で承認されたということで、それでは古谷野
長	委員、会長席にどうぞお移りください。
	(古谷野委員、会長席に移動)
	それでは、古谷野会長、就任のご挨拶をよろしくお願いいたします。それ
	から、これ以降の議事進行もお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
 会長	しょり。 ご推薦、またご指名を頂きましてありがとうございます。先ほども申しま
五以	したけれども、長いのですよ。そろそろ消えたほうがいいかなと思うのです
	が、杉並生まれ、杉並育ち、母親は要介護3ということでお世話になってい
	ますので、絶対に逃げられない立場ということで務めさせていただきたいと
	思います。どうぞよろしくお願いいたします。
	それから、副会長の選任もしないといけないのですね。条例では委員の互
	選ということになっておりますが、これまでも副会長として、また地域包括

	支援センターの評価部会長としてもご活躍いただきました藤林先生に。今日、火曜日は授業のためにおいでいただくことができないのですが、藤林先生に副会長にご就任いただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。
	(拍手) ありがとうございます。それでは、今日はお休みですが、藤林先生に副会 長になっていただくということにいたします。 それで、議事に入るわけですよね。まず資料の確認をお願いしたいと思い
	ます。
高齢者施策課 長	それでは、次第をご確認ください。 本日は議題が2件ございます。それから、報告事項としまして5件ございます。 資料は資料1から資料7まで配付させていただいておりまして、資料7につきましては事前送付ができませんでしたので、本日席上配付をさせていた
	だいております。それから、参考資料としまして「特別養護老人ホームフェニックス杉並」が今年の12月開設予定でございます。こちらの募集チラシを参考資料としておつけしてございます。 なお、この件については委員から事前に質問がございましたので、お答えしたいと思います。皆様、資料をお開きいただければと思います。「特別養護
	老人ホームフェニックス杉並」の募集のチラシの裏面を見ていただきますと、特別養護老人ホームに診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所を併設することになってございます。これの運営事業者が決まっていれば教えていただきたいということでございました。今から申し上げますと、診療所につきましては東京衛生アドベンチスト病院が運営事業者になってございます。それから、その後の訪問看護、居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所につきましては、杉並区医師会が運営事
	業者になります。というのがお答えでございます。 それから、参考資料としまして委員名簿・幹事名簿と、在宅医療地域ケア 通信の第 23 号のほうもつけてございます。資料については以上でございます。
会長	よろしいでしょうか。お手元に足りないものなどないでしょうか。 それでは、次第に従って進めてまいります。最初に、前回、令和2年度第 5回介護保険運営協議会会議録の内容確認についてです。既に郵送されてい ますのでご確認いただいているかと思いますが、何かお気づきのことがおあ りの方はいらっしゃいますでしょうか。 髙橋さん、どうぞ。
委員	私の発言の 15 ページを見ていただきたいのですけれども、真ん中あたりに「たすけあいネットワーク」と括弧でくくったものが 2 か所ぐらいあるのですけれども、ここは「安心おたっしゃ訪問」と言ったつもりです。 一番上に書いてあります「たすけあいネットワーク」はそのままでいいのですけれども、真ん中と真ん中よりちょっと下のところに書いてある括弧「たすけあいネットワーク」は「安心おたっしゃ訪問」に関して質問いたしました。
会長	そうですね。最初に「たすけあいネットワーク」についてお尋ねいただい て、その後「安心おたっしゃ訪問」の話に移ったようです。 記録の修正をお願いします。
高齢者施策課 長	承知しました。大変失礼いたしました。修正させていただきます。

会長

ほかにいかがでしょう。お気づきのことがおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。そういたしましたら、先ほどの「安心おたっしゃ訪問」のところを修正の上、確定ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2つの議題のうちの1番目です。「地域密着型サービス事業所の開設について」、課長、よろしくお願いします。

介護保険課長

それでは、説明させていただきます。資料1を御覧いただければと存じます。着座にて失礼します。

「地域密着型サービス事業所の開設について」でございます。今回初めて の委員の先生もいらっしゃいますので、必要な部分を少し丁寧にご説明させ ていただきます。

まず地域密着型サービスでございますが、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように、身近な区市町村で地域の実情に応じたサービスが提供できるように創設されたものでございます。原則として、杉並区であれば杉並区民の方が利用できるもので、杉並区に指定の権限がございます。介護保険法第78条の2第7項におきまして、この地域密着型サービスの指定をする場合、また指定をしない場合には、被保険者その他の関係者の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずるよう努めることとされてございますので、今回、委員の皆様にご意見をお伺いするものでございます。

本日は地域密着型通所介護1件、看護小規模多機能型居宅介護1件でございます。まず1の地域密着型通所介護でございますが、(ア)施設の概要です。施設の名称が、(仮称)レコードブック西荻南。開設予定地が、杉並区西荻南二丁目2番3号レインボーコート1A。定員が2単位で、午前午後の各10名からスタートすると聞いております。開設予定年月日は、令和3年9月1日。圏域は西荻でございます。

(イ)施設を運営する法人の概要ですが、法人が株式会社RedBear。 代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。現在行っている事業は、 地域密着型通所介護14施設でございます。

それでは、(ウ) 添付資料を御覧ください。別添1-1が事業概要書です。 1. 法人について、2. 計画概要については今ご説明したとおりですが、計画概要の下から2行目の建物・面積は3階建1階、131.62 平米。3番目の職員体制及び研修計画ですが、管理者1名、生活相談員1名、介護職員1名、機能訓練指導員1名といった体制でございます。2行目以下の研修内容は記載のとおり。4番目のサービス提供計画も午前、午後はこういった内容になってございます。5番目の資金計画ですが、全額自己資金にて調達するということでございます。

裏面を御覧ください。6番目の収支計画及び利用者見込み数の表の一番下でございますが、利用者数が開設の9月から78、138、186、234、282という伸びを計画しております。開業10か月の令和4年6月に利用者87名、サービス提供回数522回で黒字化を見込んでいる状況でございます。7番目の運営方針・運営理念は記載のとおりでございます。

続いて、別添1-2を御覧ください。案内図でございます。JR西荻窪駅の南、高井戸第四小学校の近くです。五日市街道沿いとなっている、くの字型の建物でございます。

続いて、別添1-3を御覧ください。平面図でございます。機能訓練室、 静養室、相談室、事務室といった配置になってございます。こちらについて のご説明は以上でございます。

先ほどの1枚目の資料にお戻りください。続きまして、下の2看護小規模

	多機能型居宅介護でございます。
∧ ⊨	
会長	ここまでで一旦切りましょう。次のものはまたえらく大きな話になるの
	で。
	今ご説明いただきましたレコードブック西荻南について、何かご質問、ご 意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。
 委員	委員、どうぞ。 質問を2点お願いします。1点目ですが、職員体制が管理者、生活相談員
安貝	
	等4名で運営するということ。午前午後でそれぞれデイサービスをするんだ と思いますが、この4人で体制は大丈夫でしょうかという点が1点。
	こ思いますが、この4人で体制は人父犬でしょうがという思が1点。 それから運営方針・運営理念のところで、事業の特色の黒ポツの2つ目に
	「介護っぽくないシンプルで開放感あふれる空間提供」ということで、資料
	1-3に別添でレイアウト図を載せていただいています。介護っぽくない空
	1 3にか称てレイテット凶を載せていたたいています。万暖づなくない生 間というのはこの図から読み取れなかったのですが、もう少し具体的に分か
	前というのほこの因がら記念がながったのですが、もう多し異体的に分が。 ればご説明をお願いしたいと思います。以上です。
介護保険課長	まず、職員体制につきましては基準を満たしておりますので、こちらで大
月暖水烧冰风	丈夫ということでご理解いただければと思います。
	もう一つ、「シンプルで開放感あふれる空間提供」というところは具体的
	に把握しているわけではないんですけれども、別添1―3の資料を御覧いた
	だきますと、ちょっと分かりづらいのですが、一番下の右下の機能訓練室面
	積があると思います。こちらの定員ですと 50~60 平米ぐらいでいいところ
	を85.32 平米と、かなり広めの面積をとってあるということで、そういった
	ゆとりがあるような空間であることから、ゆったりとした「開放感あふれる
	空間提供」というような記載となっているということでございます。
会長	よろしいですか。
	先ほどの職員体制ですが、これは常勤換算と考えていいのですか。それと
	も常勤配置ですか。
介護保険課長	常勤換算でございます。
会長	常勤換算だそうです。
	ほかに何かご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますか。
	こんなに利用者を急に確保できるかなと、ちょっと心配になってしまうので
Λ <i>⇒#</i> /Π ₽Λ ≐Π □	すけれども。
介護保険課長	補足にならないかもしれないですけれども、むしろ少なめに見積もってい
 会長	るというようなところでご理解いただければと思います。 いかがですか。よろしゅうございますか。
云文	そういたしましたら、2つ目の小多機へ進んでください。
	それでは、資料1の下の2看護小規模多機能型居宅介護でございます。先
月暖休晚休以	ほどちらっと御覧いただきましたが、本日配布しております参考資料を御覧
	ください。よろしいでしょうか。
	こちらは本年12月に「ウェルファーム杉並」の隣に「フェニックス杉並」
	という特別養護老人ホームが開設される予定でございますが、こちらの中に
	ある看護小規模多機能型居宅介護でございます。
	参考資料のチラシの裏面を御覧いただければと思います。上の施設概要に
	ありますが、名称は「特別養護老人ホームフェニックス杉並」で、規模が鉄
	筋コンクリート造、地上6階、地下1階の建物でございます。こちらの1階
	部分に看護小規模多機能型居宅介護ができると。同じ写真の左下に記載があ
	りますとおり、登録定員29名、日中の通い定員15名、宿泊定員9名といっ

たところでございます。

チラシは置いていただきまして、元の資料1にお戻りいただければと存じます。(ア)施設の概要からご説明いたします。施設の名称が、(仮称)看護小規模多機能型居宅介護 荻窪の家。開設予定地が、杉並区天沼三丁目19番。定員は先ほどお伝えしたとおり登録29名、通い15名、宿泊9名でございます。開設予定年月日が、令和3年12月1日。圏域は荻窪でございます。

裏面を御覧ください。(イ)施設を運営する法人の概要ですが、法人名称が 社会福祉法人暁会。代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。現在 行っている事業は介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護など、記載の 事業でございます。

それでは、添付資料を御覧ください。別添2-1が事業概要書でございます。1. 法人について、2. 計画概要については今ご説明したとおりですが、計画概要の下から2行目の建物の面積(延べ床面積)は1万 965. 37 平米。うち看多機(看護小規模多機能)367.22 平米。地上6 階、地下1 階建て。鉄筋コンクリート造の1 階部分でございます。

3番目の職員体制及び研修計画ですが、職員体制は代表者1名、管理者1名、看護職員7名、介護職員6名、事務員1名。管理者につきましては介護支援専門員を兼務いたします。日中は管理者1名、看護職員、介護職員計4名を基本配置とし、夜間は介護職員1名と、宿直者として夜勤職員とは別に看護職員を1名配置いたします。その他、日中・夜間の訪問が必要となった場合は看護職員が対応いたします。(2)研修計画は記載のとおりでございます。

4番目のサービス提供計画でございます。看多機は利用する方の状態や体調に合わせてリビングや個室で過ごしていただけるように、体調確認、主治医の指示書に基づく必要な医療的ケアの実施、体操や創作活動、季節の催し物や近隣への外出などの機能訓練や介護ケアの実施等が記載された介護計画、24時間シートに基づいて、必要な看護・介護ケアを提供いたします。

5番目の資金計画です。施設全体「特別養護老人ホームフェニックス杉並」として、55億3,100万余。補助金総額は、東京都と杉並区で34億8,200万余。うち看多機部分につきましては9,700万余でございます。寄附金等につきましては3億4,400万余。借入金総額は、福祉医療機構と銀行から17億480万余でございます。

裏面を御覧ください。6番目の収支計画及び利用者見込み数です。この表の下の利用者ですが、開設の12月から12人、20人、23人、26人、29人という伸びを計画しておりまして、開設から5か月後、令和4年5月には黒字化を見込んでいる状況でございます。

7番目の運営理念・運営方針等は記載のとおりでございます。

続いて、別添2-2を御覧ください。案内図でございます。JR荻窪駅の北、東京衛生アドベンチスト病院の近く、ウェルファーム杉並の隣地でございます。

続いて、別添2-3を御覧ください。別添2-3の次に参考資料ということで図面をつけておりますので、そちらを先に御覧いただきますと、特養の1階全体の平面図でございます。看護小規模多機能型居宅介護の部分は下の網掛けをしてあるところでございます。

これだと小さくて分かりづらいので、先ほどの資料2-3を御覧ください。看護小規模多機能の部分を拡大したものでございます。こちらの下の網掛けをした部分が、今回ご意見を伺う看護小規模多機能型居宅介護でございます。ここに居間・食堂、宿泊室、キッチン(台所)、浴室といった配置にな

	ってございます。私からの説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。特養は都の認可になりますから関係ないのですが、看護小規模多機能に関しては地域密着型になるので、ここでお諮りをするということになっております。 何かご質問、ご意見がおありの方はいらっしゃいますか。 委員、どうぞ。
委員	夜間の訪問が必要になった場合は看護職員が対応しますと、職員体制のところに書いてあると思います。訪問して(事業所が)不在時の場合に、緊急時対策及び防災対策のところに、特養に宿直している看護職員が対応できる体制になっていますと書いてあるんですけれども、ここって情報共有とか、どのようにしていくのかなと思いました。
介護保険課長	同じ施設内で当然連携して、情報共有等も図っていくということだと理解 しております。
委員	私は看護師なんですけれども、実際に働いている職員、現場の職員からすると、想像できない突発的な何かがあったときに、日中の状況ですとか、ぱっと呼ばれたときにすぐに対応できるような細かな情報共有はどのようにするのかなというのが少し気になったので、質問させていただきました。何かシステムがあるのかなとか、誰でも見られる電カルじゃないですけれども、何かそういうものがあったりするのか。そこが疑問に思ったので。すみません。
介護保険課長	ICTを活用して情報共有を図ると。そういったツールは持っているということでございます。
会長	よろしいですか。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	ほかにいかがでしょう。特養併設型であるし、近くに協力病院もあるしというようなことを考えると、その辺は非常に安心してできる体制になるんじゃないだろうかと思いますね。よろしいですか。単独と違って、そういう意味では安心して見ていられる施設のような気がいたします。ありがとうございました。それでは、第1の議題はここまでということにいたします。続けて、本日のメインイベントになろうかと思いますが、2番目の議題について、地域包括ケア推進担当課長、お願いいたします。
地域包括ケア推進担当課長	それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。地域包括ケア推進担当課長のほうから、地域包括支援センター(ケア 24)の令和2年度事業に係る事業評価と今後の区の取組について、ご報告させていただきます。ケア24の事業の質の向上を図るため、介護保険法第115条の46に基づきまして、令和2年度、昨年度の事業に係るケア24の事業評価を実施いたしましたので、その結果をご報告するものでございます。ケア24は民間委託によりまして、区内で20か所設置しておりまして、運営しているところでございます。そちらにつきまして評価をしてきたわけですが、1番の評価方法でございます。元年度中にケア24センター長会で、令和2年度での事業評価の考え方を説明いたしました。その後「ケア24事業評価表」を用いまして、各ケア24に自己評価をしていただきました。その後、区の職員もケア24に赴きまして、ヒアリングや現場を確認しまして、評価表を整えてまいりました。先般、この運営協議会の中に事業評価部会を置いていますので、事業評価部会で検討していただきまして、最終的な評価

としてまとめさせていただいたものでございます。

評価結果でございますが、評価点につきましては基礎点を100点といたしまして、加点・減点をそれぞれ20点を限度に、増減の配点をいたしました。加点につきましては他のセンター、ケア24のモデルになるような取組を加点とさせていただいたと共に、一方で減点につきましては、特に重視すべき事項に不備があった場合には減点をさせていただいております。

それでは、資料の中の一番最後のA3、横型の資料2-2を御覧いただければと思います。こちらが各ケア24の点数をまとめた評価結果でございます。縦方向に左の評価項目が7種類、17項目でございます。その内訳は右下の区評価項目内訳ということで、運営体制等々、細かく評価をしてございます。

そしてケア 24 は横方向にABCDということで、アルファベットで表記させていただいておりまして、Tまで 20 か所でございます。この順番は表の下の総合評価点の順位、点数の良い順で左から右に向けて並べてございます

評価点は、先ほども申し上げましたが、基礎点を100点といたしまして、20点を限度に加点・減点をしてございます。基礎点は表の中ほどよりちょっと下にあり、それぞれの項目ごとに点をつけ、それを100点で換算してございます。括弧内で100点換算をしていますが、例えばAのケア24ですと満点が取れているということでございますが、右側のTになりますと若干減点もありましたものですから、87点の基礎点で、さらに減点があって総合評価点で82点という結果になってございます。平均点で申し上げますと、97.7点と表の右下に書いてございます。

全体の優良、良好という点でいきますと、優良が14か所、良好が6か所でございました。評価の中で普通というのは、今回もございませんでした。御覧のとおり、点数の中にはばらつきがございまして、80点台のところもございますが、いずれも良好ということで、区の求める水準以上の運営がされているのだなと考えてございます。

全体のバランスは、左下のグラフで示しているものでございます。全体的 には得点はクリアできていると捉えてございます。評価結果の点数の状況は 以上でございます。

また、資料2の1ページ目にお戻りいただきまして、各取組項目についての評価でございます。こちらにつきまして評価部会の副部会長でございます成瀬委員からご報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員

資料2の1枚目の(2)の各取組項目について、資料2-2もご参照しながら御覧ください。全てのケア24において、事業報告書・計画書はPDCAを意識したものになっておりまして、地域のニーズを具体化して地域活動に活かしているケア24が5か所あり、加点しております。その一方、業務の改善に着手できていないケア24もありました。改善できていない業務としては「ケアプラン点検」「地域ニーズの見える化、更新」「協議体関連」「提出書類の遅れ」などが挙げられております。

職員配置につきましては、1か所が7か月、2か所が1か月、常勤3職種5名を確保できず、介護予防支援に当たる職員を確保できていないケア24が5か所あったということになっております。

個人情報の管理については、3か所のケア24で不適切な対応があり減点となっております。

苦情対応については、区が解決に介入した苦情が1件ありました。 2の高齢者の総合相談支援ですが、全てのケア24が毎日のミーティング や所内検討会等において、相談に関する情報共有や支援方針の確認等を行いながら、適切に総合相談支援を行っていました。

ケア 24 の事業基盤となるネットワーク構築の取組も、全てのケア 24 が行っていましたが、特に社会資源の積極的なマッチングを行っているケア 24 が 3 所あった一方、把握した社会資源の「見える化」や「更新」ができていないケア 24 が 3 か所ありました。

3番の権利擁護ですが、全てのケア 24 が区の作成した「高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応を行っていました。しかし、記録の提出に遅れのあったケア 24 が 2 か所あり、さらに区と認識を一致させて連携をとって同じ方針で対応することが難しいケア 24 が 1 か所あったため、減点としております。

4番の包括的・継続的ケアマネジメント支援ですが、全てのケア 24 において、地域の介護支援専門員のニーズ把握、指導・助言を行い、事業者とのネットワークの構築ができていました。ツールの活用や手法(運営の仕方、実施形態:連絡会、事例検討、ケアプラン点検、オンライン開催)はいろいろありましたが、工夫しているケア 24 が3か所あり加点していますが、実施回数にはばらつきがあります。これは新型コロナウイルスが影響しています。

5番の地域ケア会議におきましては、新型コロナウイルスの影響も配慮して、評価基準である会議開催回数(各ケア 24 で年間 6 回) の 3 分の 2 を実施できているかということを評価基準といたしました。 3 か所のケア 24 が新型コロナウイルスで集まることに制約があり、指定の回数を実施できていませんでした。

6番の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援です。短期集中予防サービスの活用が図れていますが、活用件数にばらつきがありました。介護予防への動機づけを高めたり、短期集中サービス利用後に地域の多様な活動につなげることに優れたケア 24 が 6 か所ありました一方で、短期集中予防サービスの活用が少ないケア 24 が 3 か所ありました。

7の事業間連携(社会保障充実分)ですが、ケア 24 では地域の実情に合わせ在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援を実施しています。認知症高齢者支援では、チームオレンジへの取組が進んでいるケア 24 が 5 か所あった一方で、全く進んでいないケア 24 が 2 か所あり、活動に差が見られております。

生活支援体制整備については、第2層協議体での議論のうち、全区的に検 討するべき課題を第1層コーディネーターに問題提起するには至っていな いケア24が2か所ありました。以上です。

地域包括ケア推進担当課長

続きまして、地域包括ケア推進担当から今の評価結果を踏まえまして、今後の区の取組についてご説明いたします。3ページを御覧いただければと思います。

まず組織運営体制、高齢者の総合相談等につきまして、人員の確保が引き 続き課題となってございます。また、職員の相談力向上が必要であり、やは り職場内での人材育成や区のフォローアップが重要と考えてございますの で、今後もセンター長などと連携いたしまして、職員の力量の底上げのため に研修などを実施していくとしています。

また、地域の見える化に差があるということもございました一方で、優れた取組をしているところもケア 24 の中にはございましたので、そういう優れた取組をケア 24 全体で情報共有をいたしまして、底上げをしっかりしていきたいと思います。

個人情報の取扱いにつきましては事故がございましたし、苦情対応につき ましても区が対応したケースがございました。こちらにつきましては、やは りケア 24 の職員を対象に研修を実施いたしまして、再発防止に努めてまい りたいと考えてございます。 次に、(2)権利擁護でございます。こちらはいわゆる高齢者虐待だけでは なくて、消費者被害や後見人制度利用などについてもしっかり取り組んでい ただきたいと思いますので、ケア 24 とも協力しながら方針を検討して対応 していきたいとしてございます。 (3) の包括的・継続的マネジメント支援でございます。こちらは介護支 援専門員との連携強化をしっかりしていかなければいけませんので、ケアプ ラン点検や事例検討などを積極的に取り入れて、取り組んでいきたいと考え てございます。こちらもケア 24 をしっかり指導していきたいと思っていま それから(4)地域ケア会議でございますが、今般のコロナ禍の影響を受け て、各ケア 24 によってその実績に少しばらつきがございました。感染予防 を講じながら令和2年度取り組んできてもらったわけですが、昨年度はケア 24 からの希望もありまして、タブレット端末を各ケア 24 に配置いたしまし た。このタブレット端末はオンライン会議ができるという機能を持ってござ いますので、昨年度の後半からはオンライン会議などもできるようにしてご ざいます。今後はタブレットなども活用して、コロナの感染予防を十分しな がら、会議などをやっていただきたいと思います。 それから、(5)介護予防ケアマネジメントでございます。こちらはケース の検討で個々のマネジメントの質を高めていく必要がございますので、区の ほうもしっかり助言を行いながら、効果的な介護予防の展開、支援をしてい きたいと考えてございます。 最後の事業間連携でございますが、生活支援体制整備として事業をしてい るわけでございます。各ケア 24 の地域ごとの第2層協議体の機能が充実を して、地域ごとの問題も解決し、区全体課題を問題提起してやっていけるよ うに、第1層というのは区内全域を対象としてコーディネーターを置いてい るんですが、第1層コーディネーターと共に課題の把握をして整理していき たいと考えております。様々な在宅医療や介護連携などの地域での課題を第 2層が解決できるように、新たな事業を推進していきたいと考えてございま す。 また、認知症の高齢者支援につきましてはチームオレンジということで、 地域で認知症の方を支える取組を進めていきたいと考えてございます。こち らにつきましても、ケア24ごとに若干違いが出ていますので、全てのケア 24に広めるように区としても支援をしていきたいと考えてございます。 区の取組につきましては以上でございます。評価のご報告については以上 でございます。 ありがとうございました。ただいまの報告、発表につきまして、ご質問あ るいはご意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。 委員。待っていました。 毎回のことなのですけれども、職員配置については委員からも本当に切実 な声が毎回出され続けてきたと思うのですね。これについて安定的に職員を 確保することが困難ということは、この介護保険運営協議会でも何度も共有

ただ一方で、これができていないことによって、評価にも影響が出てくる わけですよね。そうすると本当に地域包括支援センターを運営している事業

されてきた課題だと思います。

会長

委員

者がちょっと気の毒というか、大変なことを言って何とか改善してほしいというような声も出されているのに、それに対する物理的な手立てがないまま、評価項目では減点されていくと。 特に今後に向けての区の取組でも「人員の確保は以前よりも課題になっております」と書いてありますけれども、その後、物理的にこういう支援をしますというのも記載されていない。安定した人材確保のためにはということは書かれていますけれども、例えば委託料を増額しますみたいなことも書かれていないと。こういったことは少し改善していく必要があるのではないか

地域包括ケア推進担当課長

たいと思います。

前回のこの協議会でも同じようなご意見や、あるいは事業を担っていただいている関係の委員の方々からも、切実なご意見は承っております。ご指摘のとおり、職員配置につきましては私どもも課題というふうに考えてございます。その解決方法といいますか、すぐに人員を確保する方法というのは私どもも大変大きな問題であり、すぐに解決策といいましょうか、答えが出ないというような状況でこれまでも至っております。

と思うのですが、その点、区はどのように認識しているのかを確認しておき

事業者の皆さんもそれぞれご努力されているというのも現場を見ますと 拝察できますし、一方でやはり長期間人員を確保できなかったという事例が 発生しているのも事実でございます。

そういう中で、私どもとしてはできるだけ人員が確保できるように、これまでもいろいろな職員募集の情報をケア 24 間でやりとりができるようにとか、それからこのコロナ禍の中でなかなか難しいのでございますが、区のほうでも就労支援などをしているセクションもございますので、そういうところとも連携ができないかと考えているところでございます。そういうような何らかの支援はしてきたいと考えてございます。

一方で、今お話しがございました委託料の取扱いにつきましては、現状の 委託料でご努力されている事業者もいらっしゃいますし、大変厳しいという ところもご意見として伺っております。予算を検討する中で、私どもも検討 していきたいと考えてございます。

委員

やはり介護保険運営協議会というところは専門的な方々が集まっているので、前回の議事録を見れば、それぞれの問題意識のところでの提案もされていると思うんですね。その中では、専門職に対する金額的な魅力がないのではないかというような話も出されているのです。これは本当にもっともなことだと思います。専門職の方がここの仕事に就いてもいいなというような金額的な、物理的な保証みたいなものはやはり必要ではないかと。そういうことを検討しないと、それぞれの事業者さんの本当に大変な努力の中で回らないところが出てくるのは当然だと思います。

それが事業の評価に関わってくるとなると、それこそ多岐にわたる仕事を やりながら、そこで職員確保ができないということまで評価されていくの は、事業者さんにとっては非常に酷なことではないかと思うので、ぜひそう いったことも検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

地域包括ケア推進担当課長

専門職の方のいわゆるお給料につきましては、様々な事業者さんのご判断もあって決められていると思います。私どもといたしましては一定の考え方に基づきまして予算を確保して、委託契約を結ばせていただいておりますので、できるだけ人件費という部分も考えながら、予算については確保しているところでございます。

お給料にどういうふうに反映するかというのはなかなか直接的なところがございませんので、ちょっと難しいテーマかなと思ってございます。

会長	それは設置者に聞いたほうがいいですね。
云以	委員、当然ご意見がおありでしょう。
大 旦	
委員	ご指名ありがとうございます。
	いま委員から様々な指摘を頂いたところは、私どもも全く同じ気持ちで
	す。実際に今も看護師が欠員になっていて、1回募集して確保できなくて、
	改めて2回目の募集をしています。特にコロナで看護師さんの需要が非常に
	高いものですから、なかなかそこのところは難しいですね。
	その辺りを1か0ではなくて、真ん中の選択方法なり、そういうことが考
	えらないものなのか。例えば看護師さんがいない分、福祉関係の職員を厚く
	することでできるのかどうか。そこもなかなか現場のことを考えると、どう
	しても医療の専門家がいないと難しいということになってしまうと思うの
	ですけれども、私どもとしても何らかの補完策は考えたいと思います。区の
	ほうからもご指導いただきながら、我々も現状がいいとは決して思っていま
	せんので、そういう中で現実的な最善の策というものを考えていきたいと思
	っています。
会長	
五尺	
委員	
A A	も、例えば運営母体の法人が医療法人であれば、逆に看護師さんの手配は比
	較的しやすかったりとか、社会福祉協議会さんはこれがしやすいのだよみた
	いな、多分差があると思います。杉並区医師会も医師の集まりなのですけれ
	ども、やっぱり看護師さんは今のご時世、そんなに楽に入ってきてくれるよ
	うな感じではないですね。
	でもそうは言いながらも、しっかり仕事をやるためにはちゃんと人数をそ
	ろえないといけないし、とにかく最大限の努力をして人材の確保と質の向上
	をしながら仕事をしっかりやっていく。少しでも加点になるように、加点に
	なるのが目的ではないですけれども、いい仕事をしっかりしていけたらなと
	いうふうに思っています。
会長	ありがとうございました。賃金の問題と仕事の魅力というのでしょうか、
	地域包括ケアそのものの担い手としての魅力みたいなものをもっと充実で
	きると、人も集まりやすくなるのではないかと思うのですけれども、実際は
	忙し過ぎますよね。
地域包括ケア	今もお話が出たように、保健師さんが大変厳しい状況だということで、特
推進担当課長	にコロナ禍で確保が難しいというのは、現場からも様々な事業所さんからも
	お聞きしております。
	私どもといたしましても、例えば非常勤の方でもいいとか、マルかバツか
	ではないんですが、すぐ確保できない場合、例えば1か月間ぐらい確保でき
	ない場合には、それだけでバツにするようなことはしないと、評価について
	はある程度柔軟な対応はさせていただいています。
	いずれにいたしましても、各事業者さんの状況など、我々は1か所ずつ聞
	き取りをしてございますので、その窮状を捉えながら今頂いたようなご意見
	も踏まえて、私どもも何のご支援やご協力ができるかを考えていきたいと思
	しいます。
会長	いまり。 いかがでしょうか。今度は委員から先に行きましょうか。
云文	v 'パール゚ 「しよりル゚。~皮は安貝ル゚り朮に1]さましよりル゚。
	現場で働いている者の声として、もちろん給与体系とかそういうことも大
女具	切なポイントの一つなのかもしれませんが、多分こうした業界に入ってこら
	れる方というのは、むしろお金のこと以上に誰かの役に立ちたい、誰かのた

めにということを思って、看護師さんなり介護の仕事に入ってこられる方が 大半だと思うのですね。 なぜそういう方が離職していかれるのかなと、私も自分の周りの同僚の入 れ替わりが激しいのを見て思うのは、ただ単にお金のことだけではなく、と にかく忙し過ぎて心の余裕がないとか、あと理不尽なことが非常に多く起き ているのに、それを守ってくれるシステムがなかったり放置されていたり、 もし事故が起きたらそれはその人のせいという感じで、やっぱりやっていて 歯車が空回りしているような状況も多いと思います。 あと現場ばかりのことに忙殺されて、同じ職務で苦労されている方の意見 交換とかをする場所がなかったり、心にどんどんおりがたまって、それを放 出する場がなかったり、それで心がつかえてそれ以上気持ちが動かなくなっ て、自分の環境を変えるしかないという追い詰められた形で去っていく方も 非常に多いと思うんですよ。 さっきケア 24 で I C T を導入されてオンライン会議をするとか、こうし たコロナの環境下で皆さん心に余裕がない中で、仕事も余裕がなかったら、 例えば何か気持ちを楽にするということで、こうしたICTを利用してほか の職場で働かれている同職の方と意見交換をするだけで気持ちが楽になっ たりする役にも立つでしょうし、もしできたら、勤務の拘束時間が介護職は 非常に長いと思います。例えば普通のOLの方だったら9時~5時で、アフ ターファイブを楽しむとかいうことができるようですが、介護の現場の方の 拘束時間を見ていると1時間長く、大変で、お給料が安いと。もし給料的に 無理であれば、例えば勤務時間を1時間減らすなり、残業を減らすなり、仕 事の効率化を図るとか、どこか負担を取ってあげるだけでも魅力的な職場に なるんじゃないかなと思うところがあります。 会長 ありがとうございます。この介護保険運営協議会の公募区民の方というの は、プロばかりなのですよね。そういうご意見が上がってくるのは、本当に ありがたいことだと思います。 じゃあ、委員、続けてお願いします。 委員 第1号被保険者になりました65歳の住民代表の声なのですが、先ほど委 員のほうから看護師さんのお話が出まして、実は私は委員の運営母体の地域 に住んでおります。ケア24のお便りを見たら、「あっ、看護師さんがいなく なった」とまず思いました。 やはり住民としては3職種そろっているケア24を希望しているというか、 安心して、よかったわと思います。やはりそこで1人職種がいらっしゃらな いことに対する、医療的な部分でお世話になると思ったときの不安(があり ます)。 今、委員から働く方のお気持ちとか、いろいろいいご提案などありました が、私は早急な委託料、予算の検討をお願いしたいと思っています。という のは、先ほど区の課長さんから様々な事業所があるので、そこで人件費につ いても違うというふうなご説明がございましたけれども、予算の枠、経済的 な余裕が生まれてくることによって事業所の人件費が潤沢になってくれば、 そこで働く方々の待遇、給与等々も多分よくなっていくと思うので、まずそ こにてこ入れをしていただき、私たち区民が安心してケア 24 に何でも相談 できる体制を作っていただければと希望しております。以上です。 ありがとうございました。 会長 部長、大変ですよ。予算を増やせと。 そうですね。介護保険の場合は報酬制度でということになっていて、国で 高齢者担当部 何回か特別に給付金を上乗せするようにして賃金を上げたりして。どの業 長

	界、業種でも、結局賃金は事業者の判断で決めたいというところあるいは決めるというところは、なかなか難しいところもあるとは思うのですが。また一旦上げた給与をずっと続けるということになると、これも結構大変な話ですので。
	我々としては間接的にですけれども、例えば設備の導入に当たっての補助ですとか、そういったものをやって少しでも経営的に余裕ができるようにということを続けていますので、まずそこは続けていくということと、あと国
A 100	の動向等を見ながらできることを考えていきたいと思います。
会長	「上げます」とは絶対に言えない。
地域包括ケア推進担当課長	予算のお話は、先ほど申し上げましたように我々もいろいろな課題があって、現場の声もありますので認識はしています。ただ、いま会長もおっしゃられたとおり、私たちも明確にこの場で申し上げることができないので、その辺はご了承いただいて、介護保険運営協議会の中で様々なご意見があったというのはきちんと記録も取りながら。
	中の話で大変恐縮なのですが、区役所は財政をつかさどっているところも ございますので、そういうところにもちゃんと伝えてはいきたいと思いま す。
会長	介護保険運営協議会というよりは、地域包括支援の運営協議会という性格も兼ねていますので、そちらのほうからの意見ということで、委託料の積算根拠と、例えば人件費部分を少しかさ上げしていただけないかとかいうようなことはあっていいと思います。 それから、先ほど委員が言われたことに関して言うと、センター長会はあるけれども、職種別の会はたしかやっていたんじゃなかったですか。
地域包括ケア推進担当課長	ケアマネなどをやっているところ、職員だけを集めてやるとか、研修というか、情報交換会などはやっておりますし、先ほどもICTの話が出ましたが、センター長会だけではなくて、様々なケア 24 の横のつながりを、みんな集めて研修をやったほうがいい場合は集める方法も取りますし、オンラインで顔を見ながらタブレット越しにやりましょうということも、昨年度後半からは工夫をしてやってございます。
会長	ありがとうございました。やっぱり同じ職種の方たち同士で情報交換ができると、仕事のやりがいもあるし、ヒントも得られやすいのではないかと思います。どうですか。
委員	私も以前そういう研修会でお会いした、私は療養型なんですけれども、例えば特養で働かれている方とか施設で働かれている方とか、様々な場所で働かれている方の声を聞くと、全く同じような介護の現場でも状況は違うんだなとか、環境が違うんだなとか、またご苦労がおありなんだなとかいうお話を聞いて、まだまだ私たちのほうが環境的に恵まれているので頑張ろうという気持ちになったり、こういうケースのときはこういうふうにすれば解決できるんだなとか、そういうことですごく感動したことがあるんですけれども、それ以降一切そういう場面がなく来ているので、もっと。多分、介護支援専門員の方とかは研修がよく行われているみたいなのですけれども、介護業務の一般職員の人でも気楽に、認知症カフェではないですが、ちょっと集まって話して気持ちが和らいだり、参考になる場面があればいいかなと。コロナ禍で非常に難しいとは思うのですけれども、そういった場を例えば杉並区が研修会という形で提供されたり、ICTを活用してフォーラム会議ができるところに入れるとかあればいいかなと思います。

会長	そうですね。業務が多いので、むしろ区のほうからこういう機会を呼びか
	けていただかないと集まりにくいということは実際にあるのではないかと
	思いますので、その辺も併せてご検討いただきたいと思います。
	いかがですか。
地域包括ケア	分かりました。先ほどからコロナ禍なものですからついICT、ICTと
推進担当課長	申し上げていますが、例えばセンター長会などは毎月1回必ずICTを使っ
	てやっております。
	それから、包括ケアの推進員の連絡会も会議もICTなどを使ってやって
	おりますが、その他の職種の方のコミュニケーションといいましょうか、そういう情報交換会をこういうコロナ禍の中でどのようにやっていったらい
	フィブ情報交換去をこうパラコロケ禍の中でとのようにやっているためい
	ター長の意見も聞きながら、ケア 24 の方のよりいいコミュニケーションの
	場を設けるように、区のほうも工夫をしていきたいと思います。
会長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。
	委員、どうぞ。
委員	各取組項目をご紹介いただいて、うたわれていなくてもコロナ禍がどこに
	も影響しているのではないかと感じますけれども、その中で2ページの高齢
	者の総合相談支援という項目の中に「社会資源の積極的なマッチングを行っ
	ているケア 24 が 3 所あった」とありますが、具体的にはどういうマッチン
	グでしょうか。ちょっとお伺いしてみたいのですが。
地域包括ケア	包括的なケアマネジメントの関係で、コロナ禍の中でそれぞれのケア 24
推進担当課長	で様々な工夫をしてくれているのですが、例えば何回も出て恐縮なのです
	が、オンラインを使っていろいろなケアマネなどの連携をやっていこうとエ
	夫してくれていたところとか、地域のアンケートをやってくれたのですか。 地域の状況を調べまして、このコロナ禍でどう対応したらいいでしょうかと
	いうところで工夫して、取組をしてくれたような事例が上がっています。
委員	ありがとうございます。
	もう一つですが、同じようなご苦労の中で、3ページの人員の確保という
	ところに始まって、職員の力量を底上げしていくとか、個々の職員の相談力
	の向上、あとその前の1ページにも不適切な対応などの文が上がっています
	けれども、職員の力量の底上げをしていくための研修というと、具体的にど
	んなことをされたら向上が見込まれるのか、そういうお考えを聞いてみたい
	と思います。
地域包括ケア	研修につきましては、やはり高齢者の方の相談などを受けるケースがもち
推進担当課長	ろん多いわけでございますので、相談の対応の仕方とか、それから相談を受した。
	けてどのような訴えや状況があったかというようなところで、それに対して どういうふうにいわゆるアセスメントをやるかとか、行政とどういう関係を
	とういうぶうにいわゆるアピスメントをやるがこれ、行政ととういう関係を 持ってその方をご支援するかというような力をつけるようにということ。
	あるいは、ちょっと観点は違いますけれども、先ほど保健師、看護師の話
	などもございましたが、その方々が力をつけて定着していただくために、例
	えば区のほうにも保健師の職員がおりますので、その職員からいわゆるケア
	24での保健師、看護師の心構えといいましょうか、そういうものを研修の場
	で話してもらうというようなことをやってまいりました。
委員	特に職員が定着しないという原因には、やっぱりその人の人間性の向上と
	か、心の強さとか、現場においての苦労をしのぐ力とか、そういうものが非
	常に大きく関係してくるのではないかと思いますし、研修というのも大事な
	のかなと感じました。ありがとうございます。

会長	ありがとうございました。ほかいかがですか。
	委員、どうぞ。
委員	看護師の先ほどの人員の部分で、人が定着しないというのは包括さんだけ
	じゃなくて、いろいろ現場であるかと思うのですけれども、やってみたら結
	構違った、病院とこんなに違うんだというのが私と一緒に働いた看護師さん
	からよく聞く話だったりします。多分自分でイメージしていた仕事、介護の
	中での医療は、病院の中での医療とまた少し違ったりすると思います。寄り
	添い方とかも違ったりすると思うので、具体的な求人をかけるというか、募
	集するときに、具体的にもっとこういう感じなのだよというのを分かりやす
	く見せてあげると、イメージが少ししやすいのかなと思いました。
	実際、包括さんとなるとなかなか難しそうとか、困難事例があるのかなと
	か思ってしまったりするのかなというところで思ったのですけれども。
会長	委員、何か。
委員	おっしゃるとおりで、やはりちゃんとイメージできていないところがある
	かなと思います。一番住民の方に近いところでありますので、そこの魅力と
	か、そういうところを感じてもらえたら、もうちょっと仕事に入ってみよう
	とか、しばらく頑張ってみようという気持ちが出ると思います。
	前回にも出たと思うのですか、やはりそこのところが基礎教育でできてい
	ないと。なぜできていないかというと、地域包括支援センターが忙しくて実
	習を受けていただけなくて、実態がよく分からないまま看護師になって病院
	で働いて、次に何をしようといったときに選択肢の中に上がりづらいという
	ことがあるので、インターンシップみたいな感じで、実習ではなくて免許を
	持っている興味ある方を受け入れていただくとか、そういうことができると
	ちょっと面白そうだからやってみようかなという方も出てくるかなと、今お
A 15	話を聞いていて思いました。
会長	そういう例えばインターンシップみたいなものを区がプロモートすると
	いうことができれば、相当有効かもしれないですね。教員でやっているじゃ
	ないですか。小学校でしたか。そういうものを介護の世界でやってみるのも、
	いいかもしれないですね。
	よろしければ、そろそろ次の報告事項に移りたいのですが。
	1つ、私のお願いを。加点されているところがありますよね。加点されて
	いるところをもうちょっと具体的に何か書いていただけると、いろいろ参考
	になっていいんじゃないかと思います。1ページ、2ページに書いてはある
	と思うんだけれども、もうちょっと具体的に事例としてご紹介いただけると
	いいかと思いました。お願いです。 ありがとうございました。それでは、この議案はご承認いただいたという
	ありがとうこさいました。それでは、この議案はこ承認いただいだという ことで、報告事項へ移ってまいりたいと思います。
	ことく、報日事項へ移りてよいりたいと忘います。 報告事項の1件目「地域密着型サービス事業所の指定等 (区内) について」
	です。介護保険課長、お願いします。
	それでは、私から「地域密着型サービス事業所の新規指定(区内)につい
ノーロストレロントレトン	て」をご報告いたします。資料3-1を御覧いただければと思います。よろ
	しいでしょうか。
	てご報告いたします。本日は地域密着型通所介護1件でございまして、事業
	所名称が明楽三喜ホーム。所在地が杉並区久我山三丁目 37 番6号。利用定
	員が 15 名。法人名が株式会社明楽三喜ホーム。所在地、代表者氏名は記載
i	のとおり。開設年月日は令和3年6月1日でございます。

-	
	本件は本年3月26日の第5回介護運営協議会で意見聴取をしたものでご
	ざいます。その第5回介護運営協議会で、ちゃんと運営ができるのかという
	ようなご意見を頂戴いたしましたけれども、開設に当たりましては適切に運
	営できるように指導しております。また、今後も引き続き、指導・監督して
	まいります。以上でございます。
会長	前回、いろいろご意見を頂いたケースでした。ある事業所の職員の人たち
	をまとめて全く違う会社が事業を立ち上げるということで、現場と経営との
	間に食い違いが起こっちゃうのではないかということで随分心配をしたと
	ころですが、その辺はしっかりご指導いただいたということですよね。あり
	がとうございました。
	では、続いて廃止のほうもしていただきましょうか。
△#/ロ☆無 E	
介護保険課長	続きまして、資料3-2を御覧ください。「地域密着型サービス事業所の
	廃止(区内)について」でございます。介護保険法第78条の5第2項及び
	第 115 条の 15 第 2 項による廃止についてご報告いたします。
	地域密着型通所介護1件と小規模多機能型居宅介護1件でございますが、
	ます地域密着型通所介護でございます。事業所名称はスマイルデイサービス
	荻窪店。所在地が杉並区荻窪五丁目 10 番 25 号小喜多ビル。利用定員は 10
	名。法人名が有限会社ルート。所在地と代表者氏名は記載のとおり。廃止年
	月日は令和3年5月31日。廃止の理由は、他店舗と統合するためでござい
	ます。
	引き続きまして、よろしいでしょうか。次に小規模多機能型居宅介護でご
	ざいます。事業所名称が小規模多機能型居宅介護 たのしい家 杉並高井
	戸。所在地は杉並区高井戸西一丁目2番9号。利用定員は25名、通い15名、
	宿泊9名。法人名は株式会社ケア21。所在地、代表者氏名は記載のとおり。
	展止年月日は令和3年3月31日。
	廃止中月日は下州3千3月31日。 廃止の理由は、認知症対応型共同生活介護へ転用するためでございます。
∧ ⊨	私からは以上でございます。
会長	いつものことですけれども、利用されている方の引継ぎというのでしょう
A 11: 1 A	か、移動はちゃんと見届けてくださっていますよね。
介護保険課長	はい。まず上の地域密着型通所介護のほうにつきましては他店舗と統合し
	て、その統合した他店舗に全員引継ぎができているということでございま
	す。
	下の小規模多機能型居宅介護につきましても、ほかの事業所に行かれたり
	ということで、ちゃんと引継ぎはできているということでございます。
会長	よろしゅうございますでしょうか。ご質問はありませんね。
	それでは、今度は区外のほうの指定についてご報告をお願いします。
介護保険課長	それでは、続いて「地域密着型サービス事業所の指定(区外)について」
711211170	でございます。資料4を御覧いただければと思います。介護保険法第78条
	の2第1項及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。
	こちらは地域密着型通所介護3件でございます。
	まず1件目。事業所名称がデイサービス葉牛(ハーブ)武蔵関。所在地が
	まり1行日。事業別名称が1/19 ピス栗生 (パーク) 民國関。別任地が 練馬区関町北3-14-25。法人名が合同会社三籟堂。所在地、代表者氏名は
	記載のとおり。指定年月日は令和3年5月1日です。
	2件目です。事業所名称は楓。所在地は中野区鷺宮3―43―7 1階。法
	人名が株式会社TwoTwo。所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年
	月日は令和3年6月1日です。
	3件目です。事業所名称はデイサービスセンター福寿こがねい緑町。所在
İ	

	会。所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は令和3年6月1日で
	す。
	私からは以上でございます。
会長	いずれも他の自治体でもって指定されているところを杉並区民の方がご
	利用なので、指定するという手続になります。ご質問はよろしいですね。あ
	りがとうございました。
	それでは、次の報告に移っていただきます。介護保険条例の改正について
	です。これも続けてお願いします。
介護保険課長	それでは、「杉並区介護保険条例の改正について」 でございます。 資料 5 を
	御覧いただければと思います。標記の件につきまして、令和3年第3回区議
	会臨時会、こちらは5月18日、19日の2日間開催されたものでございます
	が、「杉並区介護保険条例」改正の議決を受けましたのでご報告いたします。
	まず1改正の趣旨でございますが、「新型コロナウイルス感染症により主
	たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者」それから
	「新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等
	の収入の減少が見込まれる第一号被保険者」に対しまして、令和3年度分の
	介護保険料を申請により減免し、被保険者の生活の支援を図るというもので
	ございます。
	こちらは昨年度、令和元年度と令和2年度分の介護保険料につきまして、
	新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例措置を実施いたしましたが、令
	和3年度分の介護保険料につきましても同様の特例措置を実施するという
	ものでございます。
	2 改正の概要でございます。新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減
	免の特例に令和3年度分を追加し、減免の対象となる保険料を令和4年3月
	31 日までの間に納期限が到来する保険料といたします。
	3減免対象者及び減免額は令和2年度と同様でございますが、対象者は2
	パターンございます。まず対象者1。要件が新型コロナウイルス感染症によ
	り、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者。こち
	らにつきまして、減免額は全額でございます。ちなみに、重篤な傷病という
	のはおおむね1か月以上の治療を要すると認められるような場合でござい
	ます。
	次に、対象者2でございます。要件は新型コロナウイルス感染症の影響に
	より、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以
	下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイの両方に該当す
	る第一号被保険者。まずアが、事業収入等のいずれかの減少額が令和2年中
	の当該事業収入等の額の10分の3以上。それからイが、減少することが見
	込まれる事業収入等にかかる所得以外の令和2年中所得の合計額が 400 万
	円以下。
	減免額は下記のとおりということで、下の丸囲いをしてあるところでござ
	います。こちらは難しいのですが、減免額というものが減免対象保険料×減
	免割合というもので算出いたします。まず減免対象保険料というのが①×②
	/③という式になっております。①は第一号被保険者の保険料。②というの
	は主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の前年の所得金額。③が主たる
	生計維持者の前年の合計所得金額。こちらの①×②/③で減免対象保険料を
	算出します。次に、その下の減免割合。こちらは前年の合計所得金額が210
	万円以下であるときは全部免除。210万円を超えるときは10分の8のみ減
	免するというものでございます。
	先ほどの収入のことについて、注意点がございます。令和2年中の収入か

ら3割以上減少する必要があるということでございます。コロナの蔓延が令 和元年度の最後のほうから広がりましたけれども、昨年の減免につきまして は令和元年の収入から3割減ったと。今回の令和3年度分につきましては、 令和2年の収入からさらに3割減る必要があると。例えば令和元年の収入が 1,000 万円だった方が、3割減って700 万円になると。それが令和2年中の 収入。その令和2年中の700万円の収入から、さらに7割で490万円です ね。3割以上減らなければいけないということがございます。ちょっとここ は注意していただければと思います。 次に、裏面を御覧ください。4国からの財源支援というところでございま す。昨年につきましては区のコロナによる特例措置で減免した額につきまし て、全額国からの財政支援がございましたが、今回は記載の保険料減免総額 の第一号保険料の賦課総額に対する割合、こちらの区分に応じて財政支援の 割合が変わることになります。ここは昨年度と違う部分ございます。 なお、右側の財政支援額でございますが、今10分の10、10分の6、10分 の4となっております。今年の3月12日付の事務連絡では上から10分の 8、10分の4、10分の2でありましたが、6月2日付で国が新たに事務連 絡を出しまして、財政支援額の記載が変更になりました。もともと 10 分の 8、10分の4、10分の2であったものが、10分の10、10分の6、10分の 4になったというものでございます。 参考に昨年度のコロナによる減免については、第一号保険料の賦課総額が 約94億円。そして減免額は下記のとおり2.500万円余でございますので、 令和3年度分の保険料減免総額が仮に昨年度と同程度であれば 0.27%。 2,500 万÷94 億円で 0.27%となって、国の財政支援額は表の一番下の 10 分 の4相当となるということでございます。 5これまでの実績ですが、減免件数が632件、減免額が2,500万余でござ います。 私からは以上でございます。 会長 ありがとうございました。質問はよろしいですか。質問してもしょうがな い部分もあるんですよね。2,500万も減っちゃって大丈夫かなと思ったけれ ども、全体からすると非常に小さな割合です。よろしいでしょうか。 それでは、次の報告に移りたいと思います。「生活支援サービス・活動紹介 BOOK」ですね。地域包括ケア推進担当課長、お願いします。 地域包括ケア では、地域包括ケア推進担当からのご案内です。「杉並区生活支援サービ ス・活動紹介BOOK」を作成しましたので、今日お配りさせていただいて 推進担当課長 おります。グリーンのファイルに挟みまして、地域ごとの生活支援サービス の地図と表でご案内をしています。こちらは高齢者ができる限り住み慣れた 地域で自立した生活を送っていただけるように、こういう情報をご提供して いるもので、毎年作っているものでございます。 こちらにつきましては、区内に3,000部ほど配布してございます。ケア24 やケアマネジャー、民生委員、地域のゆうゆう館や図書館などにも置いてご ざいます。それからインターネットでも見られるようにしておりますので、 広く区民の方にも御覧いただけるように提供しているものでございます。 「杉並区生活支援サービス・活動紹介BOOK」については以上でございま す。 委員、どうぞ。 会長 きれいで見やすくて、前に子ども食堂のことをお話ししたことがあるので 委員 すが、子ども食堂も増えていいなと思います。

つで、杉並区
したか。
こいただきま
上げていま
けにした全区
践員のアイデ
)を一つ組み
ていますが、
上夫していき
ナカナエ
こものをチョ
いるのです
ろに来て食
ず載っていて
るのか、そこ
上に行った
で子ども食
島の中の活動
きす。やって
ます。今回ま
らところです
いも地域包括
す。「杉並区
)机上配布で
とで、ご自身
'エンディン * Lusa = L
かということ れから高齢
570から局断 5予定でござ
これに
ぶおむねケア
こしては終了
配布させて

	いただきましたので、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。御覧になってのご感想とか、何かおありの方はい
	らっしゃいますか。 委員、どうぞ。
 委員	安貞、こうで。 仕方ないことなのかもしれませんけれども、広告というのでしょうか、突
安兵	然出てくるなというのを感じるのですよね。いきなりページにぼんと出てく
	るので、何とかならないのかなと。難しい面もあるのでしょうけれども、前
	とか後ろとか、どこかにまとめるとか。
	特に一番気になるのは「野村の仲介」というのが 10 ページに出てきて、
	これは唐突だなというのが感想としてはあります。以上です。
地域包括ケア	広告につきましては、様々なご意見があるかと思います。この「杉並区マ
推進担当課長	イエンディングノート」のベースとなるものにつきましては、先ほど申し上
	げましたが、エンディングノートを作成している事業者のいわゆる設計によ
	るものでございます。そういう中で広告も募集をし、中に入れているのも作
	成事業者がやっているものでございます。 その間、私どもも広告の内容や全体のバランスにつきましては確認をとっ
	た上でやらせていただいていますが、唐突感とか、そういうものは一応ご意
	見として承っておきます。以上でございます。
会長	どうぞ、委員。
	7 - 7 - 7 - 6
委員	一応逆の意見も申し上げておいたほうが、バランスがいいかなと思いま
	す。やっぱり社会で暮らしていく中では、こういった民間の様々なサービス
	もメリットがあれば、使う人は使うんじゃないかと思います。やはり行政の
	力だけでやっていく部分と、こういう民間も交ぜながらやっていく部分のど
	ちらも大切だと思いますので、今回のこれについてはそれぞれ評価が分かれ るかもしれませんけれども、委員がおっしゃられたことと逆の意見もあると
	いうところで、あえて申し上げさせていただきました。
会長	ありがとうございました。ほかいかがですか。
	ほかの自治体でもこのようなものを作って、配布しているところをいっぱ
	い知っているんですけれども、万一これを落として誰かに拾われてしまった
	らえらい大変なことになるなって、心配をちらっとしましたね。ありとあら
	ゆることが全部書いてある。
	ありがとうございました。もう一つ、席上配布のニュースがありましたね。
	在宅医療の関係なので、松田さんですか。
在宅医療・生	在宅医療・生活支援センターで作っている在宅医療地域ケア通信で、年に
活支援センタ 一所長	3回ほど発行してございます。お手元の資料はこの3月に発行したものなの で、ちょっと古くなってしまっているのですが、これが直近のものになりま
が区	て、りょうと自くなうとしようといるのとすが、これが巨近のものになりよしす。
	/ 。 今回のテーマとしましては、医師会で取組を進めていただいております I
	CTのシステム導入について触れさせていただいてございます。詳しい内容
	は御覧いただきたいのですが、LINEのようなイメージで、1人の療養者
	に対して医師や介護職の方、看護師の方などが共通してその方の情報を見ら
	れるというシステムになっております。タイムリーにデータを共有できると
	いうところがメリットでございまして、ぜひご一読していただければと思い
∧ E	ます。私からは以上です。
会長	委員、何かおありですか。

壬旦	も M よこし こ デザバナー
委員	ありがとうございます。
	前回こちらの会でご報告させていただいた内容になりますが、少しずつで
	すけれども、災害対策に向けても取り組んでいけるように進めております。
	以上です。
会長	ありがとうございました。
	委員、何かおありですか。
委員	今ようやくスタートに立てる予定だったのですけれども、杉並区医師会の
	事務局がコロナ対応でばたばたしておりまして、ちょっと予定よりもスター
	トが遅くなってしまうとは思うのですが、相田さんの協力のもと、パイロッ
	トで部分的にスタートしております。以上です。
会長	どこかの地域を限定ですか。
委員	人間限定です。ケアマネ協議会の会長ぐらいかな。あと医師会の地域福祉
	部の委員。それから、理事の先生方の一部でもってスタートしております。
会長	ありがとうございました。
	一応これで本日予定された議事及び報告は終了ですが、事務局から何かお
	ありですか。
高齢者施策課	それでは、私から次回、第2回の協議会の予定でございますが、10月下旬
長	を予定しております。日程は改めてまたご連絡させていただきますので、ど
	うぞよろしくお願いいたします。
	もう一つ、ご案内でございます。現在区では新基本構想の策定をしている
	ところでございまして、このたび基本構想審議会から答申案が示されており
	ます。これは区のホームページ、それから広報すぎなみの6月 15 日号でも
	区内何か所かに配布してお知らせをしているところでございます。
	福祉とか地域共生に限らず、まちづくりとか教育とか、いろんな場面につ
	いて杉並の今後の方向性を示すものでございますので、ぜひホームページと
	かを御覧いただいて、ご意見があればお寄せいただければと思います。
	ちなみに7月21日までが募集期間となっておりますので、どうぞよろし
	くお願いいたします。以上でございます。
会長	では、以上をもちまして、今年度第1回の介護保険運営協議会を閉じさせ
	ていただきたいと思います。ちょうど時間どおりに終われたので、ご協力に
	感謝いたします。ありがとうございました。